

【2021年度】

生徒指導面での  
協力をお願い

大阪府立西成高等学校  
生徒指導課

※内容は追加・変更する場合があります。

## ～基本方針～

### 「育てたいのは、将来のために今頑張ることのできる生徒」

本校は、在校生の多くが、大阪の優良企業への就職を希望しています。頭髪・服装・身だしなみに関するビジネスマナーが厳しく求められる就職先がほとんどです。また、求人票や推薦に関しても企業や地域との信頼関係からいただいているものが多く、西成高校では、普段から就労への意識と意欲の向上を図るとともに、生徒たちが社会に出て活躍できるように、以下の3つの方針に沿って、厳しく指導をしています。保護者の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

#### ① 基本的な生活習慣の確立

とりわけ、生活習慣の基本である「時間厳守」「身だしなみを整える」ことに重点を置く

#### ② 授業規律の確立(学習しやすい環境づくり)

もう一度、基礎学習にトライするために入学した生徒が、積極的に授業に取り組む環境を整え、一人ひとりが安心して学べる空間をつくる。

#### ③ 正しいマナーの習慣化

挨拶の励行・通学時や授業中のマナー指導はもとより、いじめや暴力などのトラブルを未然防止するため、日々の教育活動の中で生徒一人ひとりがルールマナーを重視した規律ある学校生活を送れるよう指導する。

# 1. 頭髪・服装・装飾品等指導について

## (1) 頭髪指導

- ・生来の地毛で登校すること。高校生としてふさわしくない華美なものは認めない。

### 【指導の流れ】

- ・頭髪指導対象であることが判明  
↓
- ・翌日までに改善を行う + 頭髪課題プリント提出  
※やむを得ない理由がある場合は、申し出る。  
※改善に取り組まない場合は、指導拒否として別途指導を行う。

## (2) 服装指導

- ・本校指定の制服を着用すること。※下記の制服着用規定を順守

### 【指導の流れ】

- ・服装指導対象であることが判明  
↓
- ・その場で改善を行う  
※やむを得ない理由がある場合は、申し出る。  
※改善に取り組まない場合は、指導拒否として別途指導を行う。

### 【制服着用規定】

- ・ネクタイ、リボンの着用
- ・シャツは第二ボタンまでは留める
- ・シャツの裾をいれる
- ・スカートの丈を変えない
- ・ズボンをずらしたり、まくったりしない
- ・ブレザーの袖をまくらない
- ・他人の制服を着用しない
- ・スカートの下に長ズボンをはくことはできない
- ・寒く感じる場合 ⇒タイツ（色は黒系に限る）や半ズボン（スカートの下から見えない丈）を着用できる
- ・スカート等を切るなど、制服の変型を行った場合 ⇒その制服を卒業まで預かる
- ・上記の場合、正規の制服を着用するか購入しなければならない  
※事情があって制服の買い直しができない場合は、生徒指導課長の許可を得る

### <夏季>

- ・ネクタイ・リボンの着用は義務付けない
- ・指定のポロシャツを着用することができる
- ・ポロシャツはシャツの裾をいれなくてもよいが、第2ボタンは閉める
- ・ポロシャツの上に本校指定のカーディガンを着用することができる
- ・ポロシャツの襟を立ててはいけない

### <冬季>

- ・ブレザーを着用しても寒さを感じる場合は、防寒のために登下校時や休憩時間に限り、ブレザーの上から防寒着を着用できるが、ブレザーの下に着用することや、ブレザーを着ずに着用することはできない。 ※許可されていない方法で着用している防寒具は1日預かり指導を行う。
- ・防寒具も使用することができるが、ひざ掛けを腰にまいたり、肩から掛けるような使い方はできない

### <原則>

10月1日～翌年5月31日 ⇒ 冬服                      6月1日～9月30日 ⇒ 夏服

※官公省庁のクールビズ期間に準ずるが気温等を配慮して、上記の期間は変更する場合がある。

※制服の変形は一切認めない。

## (3) 装飾品等指導

### 【指導の流れ】

- ・装飾品等指導対象であることが判明 ※下記の装飾品等規定を順守

↓

- ・その場で改善を行う  
※やむを得ない理由がある場合は、申し出る。  
※改善に取り組まない場合は、指導拒否として別途指導を行う。

### 【装飾品等規定】

- ・以下のものを着用していた場合は、原則預かり指導を行う。  
ピアス、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト（黒系以外）、まつげエクステ、つけまつげ、つけ爪、ネイルマニキュア、伊達メガネ、ウィッグ、エクステ、その他教員が必要ないと判断したもの（スケートボード、バットなど）

### <補足>

- ・化粧について ⇒ 高校生としてふさわしくない華美なものは指導の対象とする。
- ・通学靴について ⇒ 運動靴・革靴に限り、サンダル、ヒール、ブーツ等の着用は禁止。  
※特に色の指定はないが、あまりにも華美なものは認めない。
- ・帽子等について ⇒ 授業中・式典における着用は禁止。
- ・入れ墨・タトゥーについて ⇒ 入れ墨やタトゥーを入れることは原則禁止。  
※初めから入れ墨やタトゥーを入れている者は、担任に申し出て、治療をする。

やむを得なく異装せざるをえない場合 ⇒ 保護者から担任に相談してください。

## 2. イエローカード(指導拒否カード)指導について

- ・イエローカード・・・生徒が教員の指導や注意に対して拒否した場合や集団行動の妨げとなる行為を行った場合に使用し、別途、指導機会を設けるためのカード。  
また、イエローカードの枚数によって、それに応じた指導を行う。

(1) 教員がその場で注意・指導しても、従わずカードを出す場合

### 【具体例】

- ・授業中における他クラスへの入り込み
- ・授業中の飲食行為
- ・授業中の私語による授業妨害
- ・立ち歩き授業を妨害
- ・書籍類・化粧道具・鏡・飲食物等の授業に関係ない物を机に出し片付けない
- ・無断外出や正門突破
- ・服装違反(スカートの下に長ズボンをはく、シャツを着ていない、スカートを巻く、私服等)
- ・暴言、威嚇行為 (例)☆シバク・殺す・死ね・きしょい・うざい など
- ・その他教員が問題であると感じた発言や行為

(2) 生徒の行為に対してすぐにイエローカードを出す場合

- ① 電子機器(携帯・イヤホン・ゲーム等)を以下の時間に使用していた場合  
朝礼・終礼・授業時間のほか、教員が指示した時間帯

<理由> 授業規律の確立のための最重要課題であるため。

- ② 頭髪指導や遅刻指導などのやるべき課題や指導を無断で拒否して帰宅した場合

## 3. 怠け学指導について

- ・怠け学指導・・・授業遅刻の状況に応じて「小遅刻」、「大幅遅刻」、「0V(オーバー)・エスケープ」にそれぞれポイントを設定し、一定のポイントに達すればそれに応じた指導を行うもの。

※授業遅刻とは、学校に既にいるにも関わらず授業に遅刻することである。

※授業の開始と終了はチャイムの鳴り始めとする。

### 3. 遅刻指導

- ・遅刻指導・・・生徒が学校に遅刻した際に行う指導。普段から進路活動（就労、進学）への意識と意欲の向上を図るとともに、社会性を身に着けるために行うもの。

#### (1) 累計指導について

##### 【指導の流れ】

遅刻して登校

↓

職員室で「入室許可カード」を受け取り、記入する。※記入内容は教員に確認してもらうこと。

↓

授業入室時にカードを授業担当者に渡す。

↓

一定の回数に達すればそれに応じた指導を行う。

#### (1) 毎日指導について ※遅刻防止週間のみ

##### 【指導の流れ】

遅刻して登校

↓

放課後居残り(場所：特別棟3F生物講義室)

↓

自省・内省を行う(課題プリントA4両面1枚)

↓

担任または学年に反省した内容を伝える(終了報告)

例「●年●組●●です。遅刻指導が終了しました。」

##### 【指導上のルール】

- ・筆記具を準備する(シャーペン、鉛筆、消しゴム ※ボールペンは不可)
- ・待機場所から私語厳禁、服装を正す
- ・入室 ⇒ 着席 ⇒ 課題プリント ⇒ 退出
- ・課題プリントには丁寧な字で書く
- ・他の生徒が入室するなど、気になることがあっても集中して行い振り向かない
- ・課題プリントが書き終わったら、静かに手を挙げる
- ・先生にチェックをうけた者は静かに退出
  - ⇒ 遅刻指導ゾーンをでるまで私語を一切してはいけない
- ・退出後 ⇒ 1年：担任まで終了報告 2、3年：その場で遅刻指導担当に終了報告
- ・終了報告時に、課題プリントを提出し、担当者欄にサインをもらう
- ・指導の邪魔をするものやルールを守れないもの ⇒ 退室し、別途指導

## 4. 登下校時の指導

- ・登校時の指導・・・登下校でのトラブルを防ぐために行う指導。一人ひとりが交通ルールを守り、安全に学校に通うことが目的である。

### (1) 交通マナー指導

- ・歩行者 ⇒ 歩道を歩く      自転車 ⇒ 左側を通行し、並列走行しない
- ・自転車乗車中のイヤホン着用 ⇒ 外して、預かり指導を行う。
- ・自転車の二人乗り ⇒ 別途指導を行う。

### (2) 『3ない運動』について

生徒の生命を守る立場から「単車や車の免許を取らない・乗らない・買わない運動」を推進していくが、どうしても必要な場合は以下の場合のみ指導する。

- ・二輪車、乗用車での制服乗車及び通学利用は禁止
- ・体調不良や怪我で保護者に送迎してもらう場合 ⇒ 事前に保護者から担任に連絡  
※無断送迎の場合は、厳重注意
- ・登下校時に友人等に乗車させてもらう ⇒ 懲戒対象とする

## 5. 特別指導

- ・特別指導・・・・・・・・生徒の起こした問題行動について責任を明確にし、同じ過ちを繰り返させないため  
<訓告・停学指導等> 行う教育的指導である。特別指導では、生徒の起こした問題行動の内容に応じて指導期間、指導方法を決定する。

### 【特別指導の流れ】

- ・特別指導の対象となる事案が発生  
↓
- ・事実確認を行い、指導内容を決定  
↓
- ・担任から保護者連絡を行い、問題の詳細を説明し、申し渡しの日時を決定  
↓
- ・決定した日時に、学校長からの申し渡しを行い、指導を開始

### 【停学指導について】

高等学校の特別指導には「停学指導」が含まれます。停学指導期間中に外出等で家庭謹慎ができていないなど指導中の約束が守れない場合は、停学を延長することがあります。

※家庭謹慎が困難な場合については、別途調整します

## 以下の事象が起こった場合は特別指導です

- ①「タバコ（電子タバコを含む）を吸う・タバコ（電子タバコを含む）やライターを所持する・覚せい剤や大麻や危険ドラッグを使用する・お酒やビール等のアルコール類を飲む」の行為をした場合
- ②「タバコ（電子タバコを含む）を吸う・タバコ（電子タバコを含む）やライターを所持する・覚せい剤や大麻や危険ドラッグを使用する・お酒やビール等のアルコール類を飲む」の行為をしている生徒と一緒にいる場合
- ③生徒や他人に暴力をふるったり、教職員を押ししたり、胸ぐらをつかんだり、暴言や暴力があった場合
- ④「いじめ」や「嫌がらせ」をした場合
- ⑤ものを盗んだり「万引き」や「置き引き」をした場合
- ⑥人を脅したり賭け事をした場合
- ⑦「イエローカード」が一定枚数以上出された場合
- ⑧「怠け学指導」において、一定回数以上の指導対象になった場合
- ⑨インターネット上での人権侵害・プライバシー侵害・個人情報や人の写真を勝手にアップした場合
- ⑩テスト中のカンニングなどの不正な行為をした場合  
※又は携帯電話を含む電子機器の使用・着信音・アラームが鳴った場合
- ⑪わざと「学校のもの」「他人のもの」をこわした場合
- ⑫何回も「授業妨害」したり、「教職員の注意」に従わなかった場合
- ⑬バイクや自動車に通学した場合  
※保護者の送り迎えも原則禁止  
※ケガや病気などの事情があるときは、担任の先生に申し出て許可をもらう
- ⑭校内で花火やバクチクなどをした場合
- ⑮「不正乗車」をしたり、人の定期券を借りたり、人に自分の定期券を貸した場合

### 【例】

「津守～岸里玉出」のキップや定期券で汐見橋に向かって、そのまま岸里玉出に行くこと  
「津守～汐見橋」のキップや定期券で岸里玉出に向かって、そのまま汐見橋に行くこと

- ⑯ その他、法に触れるようなこと、又は社会的に問題視される行為を行った場合